

金鶴泳文学と民族差別について*

櫻井信栄**

(e-mail : sakurainobuhide@gmail.com)

目 次

- 1 はじめに
 - 2 民族差別とは何か ―レイシズム、属性、ヘイトスピーチ―
 - 3 小説の中の民族差別
 - 1) 民族意識の獲得と差別
 - 2) 強いられる沈黙
 - 3) 「まなざし」＝偏見・差別のありか
 - 4) 制度的差別
 - 4 まとめ
-

1 はじめに

金鶴泳は1938年群馬県に生まれ、東京大学に入学し化学者を目指して学ぶ中、志賀直哉『暗夜行路』を読んだことをきっかけに文学の道を歩むようになった。大学院に進学し合成化学を研究しながら同人誌で小説を書き始め、『凍える口』（『文芸』1966年11月号）で公募新人賞である文芸賞を受賞し、日本で生まれ育ち日本語で創作を行う「在日朝鮮人作家」として初めて文壇に登場した。尹健次は1970年代以降の「在日論」を語る中で、『凍える口』を始まりとして「在日朝鮮人文学においてはやがて、生き方の中心に「私」を据え、個の叫びを行動の起点にする作品が登場しはじめていった」¹⁾とその文学史的意義を評価している。

* 이 논문은 2014년도 남서울대학교 학술연구비 지원에 의해 연구되었다. この論文は2014年度南ソウル大学校学術研究費支援によって研究された。

** 南ソウル大学校日本語科助教授, 日本近代文学

1) 尹健次(2008)『思想体験の交錯 日本・韓国・在日 1945年以後』岩波書店, 319頁

なお、金鶴泳は生家の家族と同様に朝鮮籍を持っていたが、韓国籍を取得して1972年に初めて韓国を訪問し、韓国の作家たちと交流するなど1984年までに訪韓は5回に及んでいる²⁾。

その後、『石の道』（『季刊芸術』1973年10月）、『夏の亀裂』（『文学界』1974年6月号）、『冬の光』（『文芸』1976年11月号）、『鑿』（『文学界』1978年6月号）がそれぞれ芥川賞候補となるなど、吃音のハンディキャップ、「在日」を生きるという難問、暴力的な父との葛藤、日本で命を絶った祖母の悲しみなどを抑制された筆致で書き続けた。竹田青嗣は『金鶴泳作品集』の解説「苦しみの原質」の中で、金鶴泳は<吃音><家族><民族>というモチーフを通じ、「なぜ人間は苦しむのか、苦しみの中で生きていることは、どういう意味があるのか」というテーマを「ふるえるような感受性で」³⁾描き切ったと述べている。

人間存在の孤独を映す普遍的な文学世界を志向する姿が目された作家であったが、収入を父からの支援に頼らざるを得ない生活苦、作家としての将来への不安、酒に蝕まれた心身は、前途を徐々に閉ざしてゆき、金鶴泳は妻と二人の子供を遺したまま、1985年1月4日に群馬県の実家で自殺を遂げた。46歳の早すぎる死であった。

日常的な側面を端正な文体で細かに描いた金鶴泳であったが、いっぽうで日本人による在日韓国・朝鮮人への悪辣な民族差別についても途切れることなく書き続けていたことを見過ごしてはならない。誰にとっても変わらない生の孤独や悲しみを追究するその文学の背景には、日本社会に存在する民族差別の現実があったのである。

本稿は金鶴泳の小説を民族差別という観点から再照明し、民族差別に関する概念と小説内の記述を整理し、金鶴泳が日本人による在日韓国・朝鮮人への差別の構造を明らかにしながら、それに対し作家として行ったことが何であったのかを考察するものである。単純な差別告発の文学に終わらなかった作家の底流にどんな思想があったのかを解明し、依然根絶されることのない日本の民族差別と戦うための一助としたい。

2 民族差別とは何か

—レイシズム、属性、ヘイトスピーチ—

金鶴泳が小説の中で描いた民族差別の形態には、個人や民族全体に対する暴言から、就職差別など制度的な排除まで多種多様なものが見られる。日本人が在日韓国・朝鮮人に甚大な苦痛をもたらしているという点ではどれも変わらないが、その抑圧の構造を見る

2) 金鶴泳(2004)『凍える口 金鶴泳作品集』(クレイン)の「金鶴泳日記抄」の記述による。

3) 金鶴泳(1986)『金鶴泳作品集』作品社、448-449頁

ためには、民族差別についての概念を整理する必要があると考えられる。

近年日本で危険な高まりを見せている外国人差別・排外主義⁴⁾に対し、その横行を許した反省とともに、差別撲滅を真に目指す対抗言論の中で、差別に関する概念整理が進んでいる。差別とは何か、なぜ悪なのかについて明確に論じることなくその撲滅を図ることはできないからである。

日本の排外主義的な傾向を憂慮し、行動する日本の一般市民のグループである「People's Front of Anti Racism」は、そのホームページ⁵⁾で国連の人種差別撤廃条約⁶⁾を参照しながら、レイシズム（人種差別）について、単に肌の色や人種による差別を指すのではなく、世系（descent）・民族・種族など「あらゆる出生による属性を対象とした差別」＝社会からの排除・自由と人権の侵害であると定義している。この定義によって民族差別はレイシズムの定義に含まれる一つであることが理解される。

ここで言う「出生による属性」とは、その生まれ持ったものが本人の努力によって変更不可能・変更困難であることを意味する。そのため通常は、レイシズムの対象には宗教、性別、性的指向（同性愛など）も含まれる。民族差別を含むレイシズムに基づいた犯罪がヘイトクライム（差別的憎悪犯罪）であり、それを醸成するものがヘイトスピーチ（差別煽動）である。

重要なことは、レイシズムに基づく抑圧や暴力は、社会のマジョリティ（多数者）がマイノリティ（少数者）に対して、現実存在する支配／被支配の権力構造を前提にして行使するものだという点である。弁護士の師岡康子は先行研究を引きながら、ヘイトスピーチを「人種的烙印の一形態としての攻撃」、標的とされた集団が「取るに足らない価値しか持たない」というメッセージ、「言葉による平手打ち」であると表現した上で、例えば「日本における米兵」は被支配的な立場にないためマイノリティではなく、日本人による「米兵

4) 韓国人をはじめとする外国系住民が住む東京の新大久保、戦前から在日韓国・朝鮮人が暮らす大阪の鶴橋などで、日の丸や旭日旗、プラカードを掲げ「韓国人を殺せ」「在日朝鮮人は日本から出て行け」と叫ぶ、いわゆる反韓デモが頻繁に行われている。デモの中心には「在日特権を許さない市民の会」という組織があり、多くのデモの運営に関わっている。2006年12月に設立された同会は、在日韓国・朝鮮人が日本社会で日本人以上に優遇される特別な権利を有して、日本人が被害者になっているとし、それを無くすることが目的だと称する団体である。その一番の特徴は民族など生まれ持った属性を理由として執拗に攻撃を行う、度を越えた人種差別と過激な行動である。同会については安田浩一(2012)『ネットと愛国』(講談社)が詳しい。

5) http://antiracism.jp/what_is_racism (2015年1月29日確認)

6) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」。人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なく行うこと等を主な内容とする。1965年の第20回国連総会において採択、1969年に発効。韓国は1978年に批准。日本は遅れて1995年に加入。同条約は条文の最初で人種差別を次のように定義している。「この条約において、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」(外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html 2015年1月19日確認)

に対する非難」はヘイトスピーチにはあたらないとしている⁷⁾。

では、民族差別の顕現としてのヘイトスピーチ、ヘイトクライムはどのような形で現れるのだろうか。反差別グループ「レイシストをしばき隊」を組織し、新大久保で「在日特権を許さない市民の会」のデモや暴力行為を直接阻止するなど、マジョリティであり被差別者ではない日本人の側に「反差別」の意識を持たせることに大きな功績を果たしたフリー編集者の野間易通は次のように述べている。

ヘイトが指し示すものは、人種的憎悪や民族的憎悪、あるいは性的マイノリティに対する憎悪感情といった、差別が問題となる特定の文脈で成り立つものだ。(中略) 穏健な口調で論理的に訴えようが、相手に指一本ふれずにダメージを与えようが、マイノリティへの憎悪感情に基づいたものであればいずれもヘイトスピーチであり、ヘイトクライムである。そして、むしろ実際には、多くのヘイトはそのような態様をとるのだ。⁸⁾

つまり、差別の本質はその表現形態とは関係がないのであり、後に見るように金鶴泳の小説に現れる民族差別の表現、「言葉による平手打ち」(と打たれた者の沈黙)も、過激なものより陰湿なものや本人も差別だと気づいていないものが多い。そして無自覚に行われた差別であるからといって、その被害が小さいわけではないのである。

以上に述べたとおり、民族差別は、ある社会のマジョリティが、マイノリティである民族集団及び個人に対し、その「民族」という変更不可能な属性を理由として、現実存在する権力構造を前提に、尊厳ある人間をおとしめ、自由と人権を奪って沈黙させ、社会から排除しようとする悪質な行為である。この整理によって暴言も制度的な排除も、同じ民族差別としてその構造を見ることが可能になる。

民族差別の横行は、その社会の公平性と民主主義を弱体化させるものであるため、一方的に不利益を与えられたり傷つけられた当事者が抗議するだけではなく、社会の構成員全体で食い止める必要があり、マジョリティ(＝日本社会における日本人)こそが大きな力を果たさなければならない。

3 小説の中の民族差別

前項で整理した民族差別を、金鶴泳はどのように描いたのだろうか。民族差別の構造を特によく表している記述を小説から選んで引用し、差別の構造を明らかにする上で重要とな

7) 師岡康子(2013)『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書. 39-41頁

8) 野間易通(2013)『「在日特権」の虚構』河出書房新社. 7頁

るキーワードごとにまとめながら分析していきたい。

1) 民族意識の獲得と差別

『凍える口』主人公の崔圭植は高分子物質の合成を研究する大学院生である。日本生まれの在日朝鮮人である圭植は民族意識が稀薄で、内なる民族意識の覚醒を模索するのだが、彼にのしかかる第一義の苦悩は吃音による外界との隔絶感にあった。作中では圭植よりも重度の吃音者であった友人・磯貝の自殺、磯貝の妹・道子との恋愛などが描かれており、在日朝鮮人のアイデンティティの問題が全体（歴史、時代、社会、民族）と個（自分）を見渡す視角から追究されている。

「自分が朝鮮人であり、朝鮮人であるとはどういうことかについて考えることを、忘れてい

る」圭植の日課は、毎朝の電車の中で朝鮮関連の本を読み「自分の中に眠っている朝鮮人意識を覚醒させ」、自分が「決して日本人ではないのだということを自覚する」（『作品集』34頁）⁹⁾ことである。しかしそれは憂うつで気が重くなる行為であった。

それは、その朝鮮関係の本というものが、きまって朝鮮民族の悲惨な歴史について触れ、朝鮮人同胞がごくちかい過去まで、抑圧され、虐げられた状況の中で生きてき、こんにち現在もなお、悲惨と苦悩の中で生きているのだということ、そして、自分という存在が、じつはそのような状況に立っているのだということ、過去に彼らが体験し、いまなお体験させられていることは、自分と無関係な国の人間の体験ではなく、それどころか、自分ときわめて密接な関係にある（あるいは密接な関係にあるべきはずの）同胞における事実なのだという、それらのことにぼくはいまさらのように気づき、衝撃を受け、考えさせられるからには

かならない。（34-35頁）

圭植にとっての民族意識は、自分の文化的アイデンティティを確認する喜びや誇りとともに獲得されるような、温かく肯定的なものとしては描かれていない。それは社会で孤立を感じる青年が、自民族への制度的な差別や人権無視の実態（外国人登録証不携帯による処罰、社会保障上の国籍差別、民族教育権の否認など）を知ることによって湧き上がる憤りと同時に生じる不幸な性質のものなのである。同時代の1972年、在日韓国人政治犯であった徐勝がソウル高等法院での最終陳述で「差別されるが故に自らが韓国人であることを感じ、意識する」¹⁰⁾と表現した、当時の在日韓国・朝鮮人の一般的な姿がここにも見られる。

9) 引用に際しては『凍える口 金鶴泳作品集』と金鶴泳(2006)『土の悲しみ 金鶴泳作品集Ⅱ』（クレイン）を使用し、引用文の後に書名（『作品集』『作品集Ⅱ』と表記）と頁数を記した。

10) 李順愛(2000)『二世の起源と「戦後思想」』平凡社、69頁から再引用

一方『凍える口』では、日本の朝鮮人迫害だけでなく「南朝鮮」駐留米軍の犯罪に対しても憤りながら「そして、ふと思う。民族意識とは何であろうか、と。この憎悪心、この憤りの心、つまり、ある他民族に対する敵対意識、これが朝鮮人意識、朝鮮人であるという民族意識なのだろうか」（39頁）と、差別や憎悪心によって獲得される民族意識そのものを疑う圭植の姿も描かれている。民族意識が強調されるとき、敗戦後の自由な雰囲気でも育った圭植は「あの忌わしい「大和魂」と同じ臭いを感じ、「一億一心」や「特攻隊精神」と同じものを感じ、かつての日本の軍国主義的帝国主義的民族主義と紙一重の、偏狭な民族主義、エゴイストチックな民族主義の臭いを感じる。そして、「社会主義的愛国主義」という言葉を、奇妙に矛盾した自己合理化の詭弁として、混乱と疑惑の眼をもってながめる」（39頁）のである。

俞淑子は「ここに在日2世作家金鶴泳が持っていた民族意識の実体を確認することになる。金鶴泳の民族主義は韓国の民族主義というより国家主義に代表される日本のナショナリズムに酷似していた」¹¹⁾と指摘している。ナショナリストチックな色彩が強い民族主義を受け入れることができずに「真の民族意識とは何か、ぼくはわからなくなる」（39頁）と立ち止まり、思索を続ける鋭敏な主人公の姿は、民族意識と差別の相関関係を明らかにするばかりでなく、戦後日本の民主主義体制下で自己形成した若き在日朝鮮人2世の姿を描き出すその先駆けともなったのである。

2) 強いられる沈黙

『凍える口』では、朝鮮文化研究会に所属していた圭植が、学園祭の朝鮮問題に関する展示会場で観覧者の女子学生から「朝鮮の方は、日本が植民地にしたことを被害者のようにいいますけれど、かえって日本は朝鮮によいことをしたんじゃないかしら。遅れていた朝鮮に工場や発電所を建てたりして、いろんな面で朝鮮の開発と発展に役立ったと思いますけれど……」（37頁）という言葉をかけられる場面も描かれている。歴史と植民地搾取に対する無理解の他に、ここには「遅れていた朝鮮」は自力では「開発と発展」はできなかったであろうとする偏見、本論の2で述べたようにその集団を「取るに足らない価値しか持たない」とおとしめる差別的な考え方がある。

また、この女子学生のように、いくら穏健な口調で言ったとしてもそれは民族差別であり、差別の本質には変わりがないことが分かる。圭植はこれに対し、朝鮮に事業をおこすことで利益を得たのは日本人であること、朝鮮人の生活は苦しくなるだけで多くが流浪の民となったことなどをあげて反論するのだが、「その口調の激しさに気圧されたように」（38頁）女子学生は会場を出てゆく。

11) 俞淑子(2002)『在日韓国人文学研究』月印, 101頁(韓国語。翻訳は筆者による)

継ぐ言葉を失った圭植が「われにかえて椅子に腰を下ろし、変に寂しい気持だった」(38頁)とする描写には、差別に直面したマイノリティが知識をもって自ら対抗することは難しく、沈黙するほかない現実がよく表れている。『あるこーらんぷ』(『文芸』1972年2月号)においても、主人公の少年が「チョオーセン人チョウセン人！」とからかってくる同級生に、昔の茶碗や印刷や法隆寺壁画はみんな朝鮮人が作ったのだと「あらゆる知識」(『作品集』181頁)で言い返すが無力感に襲われる場面が描かれている。金鶴泳は、たとえどんなに正しい知識があったとしても、実際の差別の前では何の役にも立たず、被差別者は沈黙を強いられるしかないという現実をよく見据えていたのである。

『遊離層』(『文芸』1968年1月号)では、理系学生である主人公の貴映は、自分が在日朝鮮人であるという理由から別れざるを得なかった日本人の文子との辛い記憶を持っている。貴映は文子と別れた後に親しくなった博子から、以前彼女が愛した人物は兄の貴春であったこと、貴春は登山の途中で遭難死したとされていたがそれは自殺であったことを知らされる。貴春は北朝鮮を支持する父と衝突を繰り返し、また博子との交際も朝鮮人であるという理由で博子の父から禁じられ、「ぼんやりした不安」を抱いて冬の山に登ったのだった。やがて博子も貴映のもとを離れてゆく。

作品の最後で、貴映は大学を卒業してサラリーマンになっており、兄の死がまるで自分の運命を予告しているような虚無と不安に苛まれている。そして、周囲の日本人との隔絶感を感じながら、日本人でも朝鮮人でもない中途半端な自分を更に卑下するようになっていく。それは被差別者の内面に埋め込まれ、折にふれて作動し、人間の尊厳と心の自由を奪う差別であると言える。

ふと立ち寄った一杯飲み屋のテレビが、北朝鮮帰還の様子をニュースで報道している。それを見ていた労務者風の中年の男が、

「帰れ。朝鮮人はさっさと朝鮮へ帰れ」

と酔った眼をテレビに向けながら独語し、彼はその言葉に言いようのない怒りと悲しみを覚えながら、同時にそれが自分に向かって言われたそのように、胸を刺され、心を貫かれる。しかも彼は労務者に抗議の言葉を吐くでもなく、労務者と同じように日本人面して、生気のないうつろな眼をテレビの帰還船の映像に向けている。日本人にもつげず、手を振りながら帰還船に乗り込んでいく民族意識あふれたテレビの画面の朝鮮人にもつげず、その中間に遊離し、漂い、さまよっている自分を感じながら。(『作品集Ⅱ』193-194頁)

このように、民族という変更不可能な属性を持つマイノリティを、一切の背景を無視して日本社会から排除しようとする言動こそが差別なのであり、それを直接聞いた貴映が沈黙するしかないのは、そこに＜日本人／在日朝鮮人＞というくつがえしのない＜支配／被支配＞の権力構造があり、それに抗議せず中途半端な「日本人面」をする他に生き抜く術

を持たないためである。差別に直面したマイノリティが沈黙を強いられる現実を、金鶴泳はその理由も含めて見つめ続けていたのである。

3) 「まなざし」＝偏見・差別のありか

金鶴泳の小説の主題として、民族問題のほか暴力的な父親像が前面に表れ始めた『まなざしの壁』（『文芸』1969年11月号）は、『凍える口』以来の自らの作品をたどり直し、自分が抱え込んでいる差別意識についても目を向けながら、「まなざし」＝偏見・差別について考える内容となっている。

主人公の寿永は、理系大学院に通うかわら小説を書いている学生で、作家本人の履歴とほぼ重なっている。作品でまず語られるのは、吃音の苦しみと辛い恋の別れを書いた彼の小説が同人雑誌批評欄で取り上げられ、沖縄出身の批評家から「朝鮮人に対する偏見のまなざし」を書かずにごまかしている、まるで「沖縄出身の自分でさえこんなに悩まされているのだ、いわんや朝鮮人であるお前が悩まされていないはずはない、ごまかすのもいかにげんにしろ」（『作品集Ⅱ』231頁）と怒っているかのような批判を受けたことに対する当惑である。

これを読んだとき、寿永は心外な気持であった。朝鮮人はすべて日本人に対するコンプレックスに悩んでいなければならない、といったふうなKの書きぶりが、彼には納得できなかった。彼は、むしろ、そのようなまなざしを捨象したところから出発することしかできない、というふうに考えていた。（232頁）

しかし寿永は、同人雑誌の合評会では「まなざし」＝朝鮮人への偏見・差別をごまかしているという批判を得られなかったことを思い出し、むしろそのことを不思議に感じる。「文学部系の学生でさえ、直截にそれをいうことができない、それがあのまなざしだ」（234頁）と寿永は思い、吃音の苦しみを洗いざらい書いたことで吃りが苦にならなくなったように、「その厭わしいまなざし」も気づかないふりをせずに見返してやれば「あのいまわしきや不愉快さ」（235頁）から解放されるかもしれないと考えるようになる。

寿永は研究室で後輩の指導も務めていたが、思わぬ休暇が取れたため以前訪ねた温泉宿で休むことにする。しかし、落ち着いた建物であったその宿はすっかり改装されてしまっており寿永を失望させる。フロントの若い男は不親切で「あぶらぎった物欲のために神経が魯鈍になっている」物腰が、なぜか寿永に「朝鮮人」を連想させた。ソファで客室への案内を待ちながら、寿永はその男を「まるで自分とは関係のない人種であるかのように」（244頁）見なした自分の連想について考える。

「自分という朝鮮人」と「彼という朝鮮人」と、二種類の朝鮮人がいるかのようであった。だが、「彼のような朝鮮人」とは、いったい何なのか。強欲で、あつかましくて、酒飲みで、喧嘩っ早くて、貧乏で、汚らしくて、要するに非文明的で、手に負えない、野蛮な人間——そういった形容が、寿永の頭に浮かぶ。しかし、強欲であつかましいのは、朝鮮人だからではあるまい。人間だからだ。酒飲みで喧嘩っ早いのも、何も朝鮮人だけとはかぎらない。貧乏で汚らしいということにしても、同じだ。日本に住んでいる多くの朝鮮人が貧乏なのは事実だが、それは、朝鮮人が無能だからではない。朝鮮人は貧乏にならざるを得ないように、世間の仕組みができています。それが大きな原因になっているからにすぎない。

(244-245頁)

金鶴泳の苛烈な筆は、朝鮮人に対する日本人の根深い偏見と差別が、当の朝鮮人の内面にまで深く根を下ろしている実状に及んだ。負のイメージを背負う人物に「朝鮮人」と名がつけられるのは、朝鮮人が低劣な人種であるからでは無論なく、マイノリティを排除して一方的に不利な存在とし「貧乏にならざるを得ないように」した「世間」＝日本社会の低劣さが原因なのであり、そのような差別の構造を金鶴泳は見つめていたのである。フロントの男とは反対に、寿永を客室に案内する「四十ぐらいの痩せた男」は卑屈な物腰であったが、そこでも寿永は「奴隷根性」におかされた「朝鮮人」(245頁)を連想してしまう。

寿永は無為な時間をすごしながら様々な思いにふけるが、吃音や父の暴力によるつらい記憶に始まり、寿永の国籍のために去っていった女性、「朝鮮人」であることを知られ解雇された家庭教師のアルバイトなどが思い出され、心が休まらないまま日程を早く切り上げて温泉宿を出る。ここにあるのは、日常から離れた所でも偏見と差別の記憶から逃れられないマイノリティの悲劇であり、またそれを強いる社会の不条理である。

バスに乗った帰途、山の風景を見ながら寿永は金嬉老事件を思い出す。温泉旅館に籠城する間、朝鮮人を侮辱した刑事に謝罪を要求するなど民族差別に抗議し続けた様子は全国に報道され、その数日間ほど朝鮮人への「まなざし」を強く感じさせられたことはなかった。「太え野郎だ!」「早く金嬉老を射殺しろ!」「警察は何をやってるんだ!」

(291頁)という声に、寿永は関東大震災で数千人の朝鮮人を虐殺したあのまなざしが生きていると感じ、戦慄をおぼえる。日本人が吐く民族差別に基づく言葉の先には、ヘイトクライムがあることを作家はよく理解していたと考えられる。

寿永はこの旅行を通じて「積極的に日本人になろうとしていた」過去の自分に気づき、自分の「朝鮮人でも日本人でもない」「朝鮮人でもあり日本人でもある」という宿命を「それでも構わないではないか?」(292-293頁)と受け入れるようになる。そして自分が「まなざしを受ける側」と「まなざしを差し向ける側」の両者を持っているがゆえに、「そのまなざしを生み出した国家、あるいは民族、あるいは人間というものについて、より深く考えられるのではないか」、それを「知りつくそうと努力することの中にこそ、自分にとっての真の解

放があるのではないか」(293頁)と考えるに至る。民族差別の当事者が長く苦しんだ果てに得た、独特で大きな思想であると言えることができる。

4) 制度的差別

しかし『まなざしの壁』においても、実際の民族差別に対して主人公は無力であるほかない。就職に際して、寿永が所属していた研究室の主任教授は「君は、帰化する気はないかい?」「帰化しないまでも、名前を変える気はないかい?」と尋ね、寿永はそれを「自分の耳が信じられないような気持」で聞く。寿永は「日本の政府が朝鮮人に抑圧的な姿勢をとっているかぎり」、日本への帰化は「日本に対する屈服」「朝鮮民族に対する裏切り」(286頁)であると考えていたのである。

更に問題であるのは、帰化や姓名の変更を勧めることによって、国籍や姓名による制度的差別が行われている現実が、たとえその場かぎりであったとしても無視され温存されてしまうことである。寿永の「信じられないような気持」は他にも、金嬉老事件があつてから数日後の新聞に「差別がいやなら自分の国にお帰りになったらよいのです」(291頁)という投書を見つけた時にも表れる。

金鶴泳の小説の中で、就職差別に関する記述は枚挙にいとまがない。『夏の亀裂』では、工業化学科のクラスで企業の求人数が就職希望者数の20倍近くあるため、日本人学生は就職する会社を学生同士の話し合いで決めている。しかしその横で、在日朝鮮人である主人公は「国籍のために書類審査の段階ではねつけられることは目に見えていた」「就職を認めてくれる会社があるとしても、それにはたとえば日本人に帰化すること、といったふうな条件が付されるのが普通」(『作品集』278-279頁)であるため、就職をあきらめ大学院進学を予定せざるを得ない。

また『鑿』では、東京の大学の法学部を卒業したが「朝鮮人が日本の法律を勉強して何になる。裁判官や弁護士になれるわけじゃなし、使い道などありゃあしない」(『作品集』221-222頁)という町の同胞の言葉通り、国籍のために就職口が見つからず、実家のパチンコ屋の手伝いをしていたがいつしか大酒飲みになっていて、ある夜泥酔して路上で眠り込みそのまま凍死してしまった同胞のエピソードが語られている。

金鶴泳が生前最後に文芸誌に発表した小説『空白の人』(『文芸』1984年6月号)では、主人公の向純は小さな民族系新聞社に勤め「借家の家賃の支払いもとどこおりがちな生活を送っている」(『作品集Ⅱ』496頁)。向純は大学の同窓会に出席したが、同じ在日朝鮮人の藤井康男(李康男)は姿を見せなかった。藤井は学生時代、民族サークルの同胞学生を避けており、特に付き合いがあるわけではなかった。だがある日、向純の友人である相川の会社に、藤井が入社試験の面接に来て、日本人をよそおって応募していた藤井は、相川と向純が友人同士であることから応募を取りやめてしま

う。同窓会名簿では藤井の勤務先欄は空白になっており、向純は「卒業して二十年経ってもなお、〈空白〉を埋められずにいる同窓生がいる……」（509頁）と考えながらひとり会場を後にするのだった。

このように、就職差別に関するどの記述を見ても、在日韓国・朝鮮人が周りの日本人と違うのは民族と国籍だけである。マジョリティがマイノリティをその変更不可能・変更困難な属性を理由に、一切の背景を無視して社会から排除しようとする構造において、就職差別は悪質な制度的差別であると言えることができる。そして就職差別も個人の矮小な暴言も、その差別の構造や悪質さに変わるところは無い。「血統上は韓国に帰属しているが文化的には日本に同化している在日韓国人」¹²⁾を、その「血統」だけを持って排除することに、どんな正当性もあるはずがないのである。

4 まとめ

これまで見てきたように、金鶴泳の小説には、差別を知ることによって獲得される民族意識、差別を受けたマイノリティが言論をもって対抗することは難しく沈黙を強いられている現実、朝鮮人に対する日本人の根深い偏見と差別が当の朝鮮人の内面にまで深く根を下ろしている実状、個人の矮小な暴言と差別構造や悪質さにおいて変わるところが無い制度的差別などが描かれている。

「かえって日本は朝鮮によいことをしたんじゃないかしら」（『凍える口』）、「チョーセン人チョウセン人！」（『あるこーるらんぷ』）、「帰れ。朝鮮人はさっさと朝鮮へ帰れ」（『遊離層』）、「差別がいやなら自分の国にお帰りになったらよいのです」（『まなざしの壁』）など、これら在日朝鮮人に対する民族差別の言葉は今なお生きており、現在日本のインターネット空間や反韓デモで叫ばれているヘイトスピーチと何ら変わるところがない。それは日本社会のマジョリティである日本人が、マイノリティである在日韓国・朝鮮人に対し、社会の権力構造を前提として、民族をおとしめ個人の自由と人権を奪い、社会から排除しようとする「言葉による平手打ち」である。

民族差別の言葉を発したり、民族差別を行う者の多くは社会的弱者（女性・労務者・子供）であり、そうでなければ自分の差別心に気づかない鈍感で無知な者であった。そして民族差別の被害者は沈黙を強いられたまま悲しむほかはなく、言論による対抗もほとんど無力である。金鶴泳はこのような構造を解決しようとするのではなく、ひたすら見つめ続け、文学として繰り返し描く道についた。それは、あの「まなざし」＝偏見・差別について、「知りつくそうと努力することの中にこそ、自分にとっての真の解放があるのではないか」（『作品

12) 尹相仁(2009)「『在日文学』の条件」『文学と近代と日本』文学と知性社。316頁(韓国語)

集Ⅱ』293頁) という作家独特の思想によるものではなかったかと考えられる。

民族差別の横行はその社会の公平性と民主主義を弱体化させるため、マジョリティはもちろん社会の構成員全体で食い止める必要がある。その意味では金鶴泳の作品の中で、日本人との親密さは描かれながらも、朝鮮人差別に怒り憤る日本人がいなかったことが惜しまれる。依然として絶えない日本の民族差別に対する、マイノリティとマジョリティの「共闘」の可能性を探るためにも、民族差別の構造を見つめる金鶴泳の作品は絶えず読み返されなければならない。

【参考文献】

- ・俞淑子(2002)『在日韓国人文学研究』月印. p.101 (韓国語)
- ・尹相仁(2009)『文学と近代と日本』文学と知性社. p.316 (韓国語)
- ・金鶴泳(1986)『金鶴泳作品集』作品社. p.448-449
- ・李順愛(2000)『二世の起源と「戦後思想」』平凡社. p.69
- ・金鶴泳(2004)『凍える口 金鶴泳作品集』クレイン. p.34, p.34-35, p.37, p.38, p.39, p.181, p.221-222, p.278-279
- ・金鶴泳(2006)『土の悲しみ 金鶴泳作品集Ⅱ』クレイン. p.193-194, p.231, p.232, p.234, p.235, p.244, p.244-245, p.286, p.291, p.292-293, p.496, p.509
- ・尹健次(2008)『思想体験の交錯 日本・韓国・在日 1945年以後』岩波書店. p.319
- ・師岡康子(2013)『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書. p.39-41
- ・野間易通(2013)『「在日特権」の虚構』河出書房新社. p.7

要 旨

金鶴泳は日常的な側面を細かに描き、人間存在の孤独を映す普遍的な文学世界を志向する姿が目されたが、悪辣な民族差別についても書き続けていたことを見過ごしてはならない。誰にとっても変わらない生の孤独や悲しみを追究するその文学の背景には、日本社会に存在する民族差別の現実があった。民族差別は、社会のマジョリティが、マイノリティである民族集団及び個人に対し、「民族」という変更不可能な属性を理由として、現実存在する権力構造を前提に、尊厳ある人間をおとしめ、自由と人権を奪って沈黙させ、社会から排除しようとする悪質な行為である。金鶴泳の小説には、差別を知ることによって獲得される民族意識、差別を受けたマイノリティが言論をもって対抗することは難しく沈黙を強いられる現実、朝鮮人に対する日本人の根深い偏見と差別が当の朝鮮人の内面にまで深く根を下ろしている実状、個人の矮小な暴言と差別構造や悪質さにおいて変わるところが無い制度的差別などが描かれている。民族差別を行う者の多くは、社会的弱者や自分の差別心に気づかない者であった。しかし、民族差別の被害者は沈黙を強いられたまま悲しむばかりはなく、言論による対抗もほとんど無力である。金鶴泳はこのような構造を解決しようとするのではなく、ひたすら見つめ続け、文学として繰り返し描く道をついた。それは、あの「まなざし」＝偏見・差別について、「知りつくそうと努力することの中にこそ、自分にとっての真の解放があるのではないか」という作家独特の思想によるものであったと考えられる。

キーワード：金鶴泳、在日韓国・朝鮮人、在日文学、民族差別、レイシズム、
ヘイトスピーチ

투 고 : 2014. 11. 30
1차 심사 : 2014. 12. 13
2차 심사 : 2015. 1. 3